

赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用
急速充電器更新・運営事業
プロポーザル実施説明書

令和5年9月

赤磐市桜が丘いきいき交流センター

このプロポーザル実施説明書は、赤磐市プロポーザル方式実施要綱（平成 30 年 5 月 29 日付告示第 55 号）に基づき、赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用急速充電器更新・運営事業の受託者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 目的

本業務は赤磐市桜が丘いきいき交流センター地内における電気自動車用急速充電器及び付随する設備の円滑かつ効果的な更新を行うとともに、設置後の機器の安定稼働及び適正かつ確実な運用（認証・課金サービス・収納代行サービス）を実施することを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 事業名 赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用急速充電器更新・運営事業
- (2) 事業内容 赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用急速充電器更新・運営事業特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 履行期間は、契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
ただし、運用開始後の管理・運営に関する事業については、予算の範囲内において令和 8 年 3 月 31 日まで契約を締結し、以降は必要に応じて契約を締結する。
- (4) 提案上限額
 - ①電気自動車用急速充電器更新工事費（既設の急速充電器の撤去等の費用を含む）
7, 700, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む）
 - ②年間運用費（決済サービス利用料、管理・運営費の合計額）
352, 000 円／年（消費税及び地方消費税額を含む）※提案上限額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格要件

単体企業で、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市暴力団排除条例（平成 23 年赤磐市条例第 18 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決

定を受けている者を除く。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去5年間（平成30年度～令和4年度）に、電気自動車用急速充電器設置に関する工事、または管理・運営の受託実績があること。
- (7) 仕様書の要件に対応できること。
- (8) 国税及び地方税を完納している者であること。

4. 参加申込書の提出

- (1) 提出期間 令和5年9月25日（月）から令和5年10月3日（火）まで
（ただし、水曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「センターの休日」という。）を除く。
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時15分までとする。
また、郵送の場合は、令和5年10月3日（火）午後5時15分必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。

(3) 提出場所 赤磐市桜が丘いきいき交流センター

(4) 提出書類

※任意様式はA4判で作成すること。

※参加申込書類⑤～⑪の書類については、令和5年度赤磐市入札参加資格者名簿に記載されている者は省略することができる。

①提案参加申込書（様式第1号）

②会社の事業概要がわかる会社案内等の資料

③事業受託実績書（様式第2号）

※過去5年間に、電気自動車用急速充電器設置に関する工事、ないし管理・運営に関する受託実績を記載すること。

※主な実績の証跡書類として、コリンズ、テクリスなどの実績を確認できる資料の写しを添付すること。

④配置予定技術者の資格・業務実績調書（様式第3号）

※証跡書類として、配置予定技術者の資格者証、主な業務実績を証明する書類などの写しを添付すること。

⑤法人登記簿謄本

※法務局で発行する法人登記簿謄本又は「履歴事項全部証明書」、「現在事項全部証明書」でも可能とする。提出3ヶ月以内に発行されたもの。写し可

⑥決算書又は財務諸表

※直近事業年度の決算書又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書）。写し可

⑦委任状（任意様式）

※支店等を代理人とする場合

⑧使用印鑑届出書（様式第4号）

⑨印鑑証明書（法人代表者印）

※提出3ヶ月以内に発行されたもの。写し可

⑩未納がないことを証明する書類

※直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、県税（岡山県が賦課するすべての税目）、市区町村税（契約権限のある事務所が所在する市町村が賦課するすべての税目）の納税証明書等を提出すること。代表者が赤磐市税を賦課されている場合はそのすべての税目についても納税証明書等を提出すること。写し可

⑪誓約書（様式第5号）

(5) 提出部数 各1部

(6) 参加資格審査結果通知

①参加資格審査結果の通知は、令和5年10月4日（水）までに電子メールにて通知するとともに文書にて通知する。

②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日（センターの休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明を書面により求めることができる。

③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日（センターの休日を除く。）から起算して5日以内（センターの休日を除く。）に書面により回答するものとする。

5. 現地調査

提案書作成等のための現地調査は次のとおり受け付ける。

(1) 受付方法 : 調査を希望する参加者は、令和5年10月16日（月）午後5時までに赤磐市桜が丘いきいき交流センター担当者あてに連絡して、調査日時の調整を行うこと。なお、令和5年10月4日（水）以降に調査を希望する参加者は参加申込書を提出した参加者のみとする。

(2) 現地調査日 : 令和5年10月18日（水）まで

(3) 調査時間 : 1参加者あたり60分以内とする。

(4) その他 : 現地調査において、質問は一切受け付けない。

6. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間 令和5年9月25日（月）から令和5年10月3日（火）まで

(2) 受付方法 質疑のある参加者は、質問内容を質問書（様式第7号）に記入のうえ、電子メールにて赤磐市桜が丘いきいき交流センターへ令和5年10月3日（火）午後5時15分までに提出すること。なお、受付期間経過後の質問

及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

※電子メールの件名の先頭に「赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用急速充電器更新・運営事業に関する質疑」と必ず記載すること。

- (3) 回 答 公平性を保つため、令和5年10月5日(木)までに質問内容と回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、プロポーザル説明書及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

7. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第8号)を令和5年10月19日(木)午後5時15分までに、持参もしくは郵送で提出すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時15分までとする。(センターの休日を除く。)また、郵送の場合は、令和5年10月19日(木)午後5時15分必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

①企画提案書・・・8部

(ア) A4判の任意様式で作成し、製本して提出すること。

(イ) 提案内容は、会社概要(営業所・従業員数・実績等)、実施体制(配置技術者等)、実施スケジュール、仕様書に掲げる業務項目の実施方法について具体的に記述すること。

(ウ) 提案書は、A4判・縦型・横書き・左綴じとすること。なお、構成図等の場合にはA4判・横型・横書きでもかまわない。

②経費の概算見積書(任意様式)・・・8部

※見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(2) 提出期間 令和5年10月4日(水)から令和5年10月19日(木)まで

(3) 提出先 赤磐市桜が丘いきいき交流センター

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時15分までとする。

(センターの休日を除く。)また、郵送の場合は、令和5年10月19日

(木)午後5時15分必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。

(5) 留意事項

①虚偽の事項を記載した提案書は無効とする。

②提出された企画提案書等は返却しない。

③提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおいての受託候補者選定作業以外、参加資格のある参加申込者(以下、「提案参加者」という。)に無断で使用することはできないものとする。

- ④企画提案書等提出後の内容変更はできないものとする。
- ⑤提案において、著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。

9. 審査方法等

公募型プロポーザル方式を実施し、選定委員において審査を行い、受託候補者及び次点者を選定する。

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及び質疑を実施し、提案参加者から提出された書類及び企画提案書について、総合的に審査し、望ましい提案の選定を行うものとする。

(1) プレゼンテーション実施予定日 令和5年10月24日(火)

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ②プレゼンテーションは、業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。
- ③プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。
- ④プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤プレゼンテーションの時間は30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)以内とする。別途、準備、片付けに要する時間を各10分設ける。
- ⑥プレゼンテーションに際して、プロジェクター等を用いることができる。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は提案参加者で準備すること。
- ⑦プレゼンテーションは非公開とする。

10. 審査基準等

審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者、次点者を選定する。審査項目については、別紙審査表のとおり。

個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

11. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 見積金額が提案上限額を超えている場合

- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

1 2. 受託候補者の決定及び通知

受託候補者は令和5年10月26日（木）までに決定し、選定結果は提案参加者に通知する。

1 3. 契約手続き

- (1) 審査会において受託候補者と特定された者と協議を行い、随意契約を行う。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- (2) 本プロポーザルは、赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用急速充電器更新・運営事業に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとする。
- (3) 契約保証金は、納付を要する。
- (4) 上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

1 4. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査したうえで受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書または提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の全額又は一部を支払わないことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 市は、提出書類を審査に必要な範囲において複製できるものとする。
- (9) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (10) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (11) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。

(12) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

(13) 最優秀提案事業者の通知をもって本業務の受託者を確約するものではない。

15. 問合せ先

赤磐市桜が丘いきいき交流センター 担当：三宅

〒709-0721 岡山県赤磐市桜が丘東5丁目5番地391

TEL：086-995-9321

FAX：086-995-9322

E-mail：k-sakuragaoka@city.akaiwa.lg.jp